

金沢市優良委託業務表彰方針

1. この方針は、本市発注委託業務に対する受託業者の意欲を高め、併せて業務の質的向上に資する、優秀な成績の業務に対して、その受託業者を表彰するに必要な事項について定めるものとする。
2. 表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 委託期間を遵守し、かつ施工性、安全性、経済性、意匠および的確性に優れた土木、建築、設備および造園（造成を含む）工事の設計を行った者。
 - (2) 委託期間を遵守し、かつ現場状況の把握、作業内容および精度の的確性等の技術力に優れ、優良な成果を挙げた測量業務、地質調査業務を履行した者。
 - (3) 作業の方法、技術、および仕上がり等の出来形の優良な清掃、樹木管理業務を履行した者。
 - (4) 前各号に該当する者で、前年（業務完了の年をいう。）の本市発注委託業務における完成業務成績の優れている者。
 - (5) 業務遂行上困難な条件を克服して、委託期間内完成を図った者。
 - (6) 業務に伴う被害発生防止、および住民に対する配慮等を適切に行った者。
 - (7) 業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請負させていない者。
3. 業務所管課長又は営繕課長は、前項に該当し表彰するに値すると認められる者があるときは、推薦書（別紙）を指定する日までに監理課検査員室長に提出するものとする。
4. 監理課検査員室長は、前条の推薦書が提出されたときは、内容および現地等を調査したうえ、その結果を金沢市入札契約手続審査委員会に報告するものとする。
5. 被表彰業者の決定は、金沢市入札契約手続審査委員会で審議のうえ、決定するものとする。
6. 表彰は、表彰状を授与して行う。